

「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪」の改定（案）について

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震の被害等を踏まえ、平成 31 年 3 月に改定した「住宅建築物耐震 10 ヶ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」で引き続き検討することとした「耐震診断義務付け制度を活用した広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化」及び「広域緊急交通路沿道建築物の実効力のある支援策」について、大阪府耐震改修促進計画審議会の意見等に基づき、以下の取組みを追加し、沿道建築物の耐震化を加速させ、広域緊急交通路の早期の機能確保に努める。

改定①：広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化

〔耐震診断義務付け対象路線の追加〕

- ・ 帰宅困難者対策としての徒歩帰宅機能を確保するため、帰宅方面や主要な鉄道折り返し駅を踏まえ、代替が難しい中央環状線から放射状に延びる以下の路線を追加（追加路線）国道 308 号、国道 309 号、国道 310 号・国道 371 号

〔耐震診断結果の報告期限〕

- ・ 令和 4 年 9 月 30 日

〔耐震診断を義務付け対象とするブロック塀等〕

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格の以下の規模のブロック塀等（建物に附属するものに限る）

【高さ】 （2 + 道路境界線から塀までの距離）/2.5mを超えるもの

【長さ】 8mを超えるもの

〔具体的な取組み〕

- ・ ブロック塀等の所有者に対し、個別訪問やダイレクトメールにより、診断・除却等の実施を確実に働きかける
- ・ 全てのブロック塀等の所有者に対して、適切な維持管理を行うよう働きかける
- ・ 診断を義務付けたブロック塀だけでなく、安全確認が必要なブロック塀等の所有者に対して、耐震化に必要な支援を行う

改定②：広域緊急交通路沿道建築物の実効力のある支援策

〔具体的な取組み〕

- ・ 都市の安全のために重要かつ早急に解決すべき社会全体の課題との認識を広めるため、所有者だけでなく、地域住民にも様々な機会を捉えて働きかける
- ・ 広域緊急交通路の機能確保の状況を地域住民等に周知するため、「分かりやすい公表」に努める
- ・ 耐震化事業に精通した専門家を派遣し、課題解決等のアドバイスを行う